

規制対象事項チェックリスト

126 鉛

1. 作業場所に局所排気装置、全体換気装置および発生源を密閉する設備等を設けている（業務内容により適用除外および適用除外設備あり）。
2. 局所排気装置または排気筒のフードは、所定の位置に設け、かつ、所定の形式のものとしている。
3. 局所排気装置のダクトは、所定の長さ、構造等のもものとしている。
4. 焙焼炉、焼結炉、転炉等の排気を排出する設備または局所排気装置であって、鉛の粉じんを排出するものには、ろ過方式の除じん装置を設け、かつ、これを有効に稼働させている。
5. 除じん装置が設置されているときの局所排気装置のファンは、除じん後の空気が通る位置に設けている。
6. 局所排気装置等の排気口は、屋外に設けている。
7. 局所排気装置または排気筒による抑制濃度は、1立方メートル当たり0.15ミリグラムを超えないものとしている。
8. 全体換気装置の換気能力は、100立方メートル毎時以上としている。
9. 局所排気装置または全体換気装置等を、労働者の作業中、有効に稼働させている。
10. [1]鉛の精錬または精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉱または鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務（鉛または鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50リットルを超えない作業場における450度以下の温度による鉛または鉛合金の溶融または鑄造の業務を除く。以下[2]から[7]までについて同様）について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
11. [2]銅または亜鉛の精錬または精錬を行う工程における溶鉱（鉛を3%以上含有する原料を取り扱うものに限る）の業務について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
12. [3]鉛蓄電池または鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、または解体する工程において鉛等の溶解、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、または粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれから取り出す業務について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛

作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。

13. [4]電線またはケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛または被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
14. [5]鉛合金を製造し、または鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池および鉛蓄電池の部品を除きます。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鋳造、溶接、溶断、切断若しくは加工または鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋳込の業務について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
15. [6]鉛化合物（酸化鉛、水酸化鉛、鉛化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛、硫酸鉛、クロム酸鉛、チタン酸鉛、硼酸鉛、砒酸鉛、硝酸塩、酢酸塩およびステアリン酸鉛をいう）を製造する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、煨焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、または粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれから取り出す業務について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
16. [7]鉛ライニングの業務（仕上げの業務を含む）について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
17. [8]鉛ライニングを施し、または含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち（加熱して行う鋳打ちに限る）加熱、圧延または含鉛塗料の書き落としの業務について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
18. [9]鉛装置の内部における業務について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
19. [10]鉛装置の破碎、溶接、溶断または切断の業務（[9]に掲げる業務を除く）について、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任している（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く）。
20. 作業主任者は、次に掲げる職務を遂行している。[1]鉛業務に従事する労働者の身体ができるだけ鉛等または焼結鉛等により汚染されないように労働者を指揮すること[2]鉛業務に従事する労働者の身体が鉛等または焼結鉛等によって著しく汚染されたことを発見したときは、すみやかに、汚染を除去させること[3]局所排気装置、全体換気装置、排気筒および除じん装置を毎週 1 回以上点検すること[4]労働衛生保護具等の使用状況を監視すること[5]鉛装置の内部における業務に労働者が従事するときは、作業開始前に当該鉛装置とそれ以外の装置で稼働させるものとの接続箇所を確実に遮断し、内部を十分に換気すること。また鉛装置の内部に付着し、またはたい積している粉状の鉛

等または焼結鉛等を湿らせる等によりこれらの粉じんの発散を防止すること。作業終了後は、速やかに。当該労働者に洗身をさせること。

21. 局所排気装置および除じん装置について、1年以内ごとに1回、定期に所定の項目について実施（1年を越える期間使用しない場合はその間は必要なし。再開時に必要）し、その結果の記録を3年間保存している。
22. 定期自主検査が義務づけられている局所排気装置や除じん装置の新設時、改造修理時に所定の事項について点検をしている。
23. [1]粉状の鉛等または焼結鉛等をホッパーに入れる作業を行う場合において、そのホッパーの下方の場所に粉状の鉛等または焼結鉛等がこぼれるおそれのあるときは、その場所で労働者を作業させてはならない。ただし、臨時作業で保護具を用いる場合はこの限りではない。
24. [2]焼成炉等のかき落としの業務に労働者を従事させるときは、原則として湿式で行わなければならない。また、かき落としした含鉛塗料は、速やかに取り除く必要がある。
25. [3]焼成炉等から鉛化合物をかき出す場合には鉛等の粉じんの発散が著しいので、できるだけ炉口から離れて作業が行えるようにかき出しには長い柄の用具を用い、鉛化合物を受けるホッパーまたは容器は、かき出し口に接近させるものとする。
26. 鉛装置の内部における業務に労働者を従事させるときは、[1]作業開始前に当該鉛装置とそれ以外の装置で稼働させるものとの接続箇所を確実に遮断すること。[2]作業開始前に、当該装置の内部を十分に換気すること[3]当該鉛装置の内部に付着し、またはたい積している粉状の鉛等または焼結鉛等を湿らせる等によりこれらの粉じんの発散を防止すること[4]作業終了後、速やかに、当該労働者に洗身をさせること、の措置を講じている。
27. 粉状の鉛等を屋内に貯蔵するときは、[1]粉状の鉛等がこぼれ、またはその粉じんが発散するおそれのない容器等に収納すること、[2]粉状の鉛等がこぼれたときは、速やかに、真空そうじ機を用いて、または洗浄によって掃除することの措置を講じており、粉状の鉛等を入れてあったからの容器等で鉛等の粉じんが発散するおそれのあるものについては、その口を封じ、水で十分湿らせ、屋外の一定の場所に集積する等鉛等の粉じんが作業場所に発散することを防止するための措置を講じている。
28. 鉛業務に係る清潔の保持のため、鉛業務を行う作業場以外の場所に休憩室を設け、入り口には水を流し、または十分湿らせたマットを置く等して労働者の足部に付着した鉛等を除去できるようにしている。
29. 鉛業務に係る清潔の保持のため、入口に衣服用ブラシを備えている。
30. 鉛業務に係る清潔の保持のため、床は真空掃除機を用いて、または水洗によって容易に掃除できる構造のものとしている。
31. 呼吸用保護具、労働安全衛生保護衣類または作業衣等を収納するため通勤用のものおよび鉛業務以外の業務に従事する労働者のもの等と隔離して保管できる設備の設置、

洗身設備の設置、手洗い用溶液、つめブラシ、石けん、うがい液の設置をしている。

32. 休憩室、食堂の床や壁等を毎日 1 日 1 回以上真空掃除機や水洗によってそうじしている。洗濯のための設備を設けること等作業衣等の汚染を除去するための措置を講じている。屋内の作業場所での喫煙、飲食の禁止とその旨を表示している。
33. 屋内作業場（鉛装置の内部、遠隔操作により行う隔離室における業務を行うものは除く）については、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、空気中における鉛の濃度を測定し所定の事項を記録して、これを 3 年間保存している。
34. 作業環境測定の結果を厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って評価し、その結果を記録するとともに、この評価に基づいて労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、施設または設備の設置または整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じている。
35. 鉛装置の内部における業務において、有効な呼吸用保護具および労働衛生保護衣類を使用させている。
36. 鉛製錬等の業務、銅・亜鉛の製錬等の業務および鉛化合物を製造する業務またはこれらの作業場所における清掃の業務に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている。
37. 温式以外の方法による含鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落としの業務に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている。
38. サンドバス業務のうち砂のかき上げまたは砂の取替業務に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている。
39. 粉状の鉛等の乾燥の用に供する乾燥室の内部における業務に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている。
40. 粉状の鉛等または焼結鉍等に係るろ過集じん方式の集じん装置のろ材の取替の業務に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている。
41. 屋内作業場以外の作業場に鉛等の破碎、溶接、溶断、溶着または溶射の鉛業務に従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている（ただし、作業場所に局所排気装置、全体換気装置または排気筒を設け稼働させるときはこの限りでない）。
42. 労働者が常時立ち入る必要がない屋内作業場の内部における鉛業務に従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている（ただし、作業場所に局所排気装置、全体換気装置または排気筒を設け稼働させるときはこの限りでない）。
43. 出張して行い、または臨時に行う鉛業務に従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている（ただし、作業場所に局所排気装置、全体換気装置または排気筒を設け稼働させるときはこの限りでない）。
44. 側面の面積の半分以上が開放されている屋内作業場における鉛または焼結鉍等の溶融または鋳造の業務に従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている（ただし、作業場所に局所排気装置、全体換気装置または排気筒を設け稼働させるときはこ

の限りでない)。

45. 船舶、タンク等の内部等の場所で自然換気が不十分なところにおける業務に従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている(ただし、作業場所に局所排気装置、全体換気装置または排気筒を設け稼働させるときはこの限りでない)。
46. 屋内作業場以外の作業場に鉛等の破碎、溶接、溶断、溶着または溶射の鉛業務に従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させている(ただし、作業場所に局所排気装置、全体換気装置または排気筒を設け稼働させるときはこの限りでない)。
47. 粉状の鉛等を取り扱う業務に労働者を従事させるときには、作業衣を着用させている(労働衛生保護衣を着用するときには必要なし)。